

- ・令和5年度予算が成立していないため、修正の可能性がありますので御了承願います。
- ・令和4年度から変更のあった箇所は朱書きしています。

令和5年度魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業 (概要版)

魅力ある稼げる園芸農業の追及に向け、生産者の所得向上と園芸産地をリードする競争力の高い経営体の育成を実現するため、第4次農林水産業元気創造戦略の基本戦略の取組方針に基づくプロジェクトと一体的に推進する園芸品目の産地づくりに取り組む事業実施主体に対し支援します。

1 事業実施主体

- 農業者団体（3戸以上の農業者で組織する団体）
- 農業法人
- 農協等
- **認定農業者**（認定農業者に準ずるものを除く）
- 農業者（販売農家）さくらんぼ省力仕立て設備整備及び「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業

2 定義

(1) 団地支援型

次のいずれかに該当する団地の取組に対する支援をいう。

- 山形県園芸団地推進事業実施要領に基づき団地化計画が承認された団地（以下「園芸団地」）
- 大規模園芸団地化計画策定要領に基づき令和3年3月31日までに団地化計画が承認された団地（以下「大規模団地」）

(2) 生産性・所得向上型

前記以外の取組に対する支援をいう。

3 事業の対象品目

- 第4次農林水産業元気創造戦略の各プロジェクトに位置づけられた品目
- 市町村の振興品目であって、農林水産部長が別に定める品目

4 補助の要件

- 市町村が嵩上げして補助金を交付すること。
- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 農業用ハウスの設置（農業用ハウス資材の導入を含む。）にあっては、農業共済等に加入すること。
- 農業機械等にあっては、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- 団地支援型を活用して事業を実施する場合は、事業実施年度から団地化（変更）計画の目標年度まで2か年以上あること。ただし、次の期間を超えることできない。
 - (1) 園芸団地にあっては団地化計画承認年度から3か年
 - (2) 大規模団地にあっては団地化計画承認年度から4か年。ただし、果樹を新植

(改植)した園地に限り、1か年を加算することができるものとし、支援対象は被覆資材のみとする。

- 事業種目欄に掲げる事業に係る経費の相互間における経費の流用禁止。

5 支援の内容

- (1) 栽培技術導入等支援事業
令和5年4月1日以降の複合経営の実証や栽培法・機械の実証、新規栽培者研修等に係る経費を支援
- (2) 収益性向上対策事業「新産地育成のための機械・資材の導入」
産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業・収益性向上対策）の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組における機械・資材の導入を支援
- (3) 収益性向上対策事業「農業栽培用ハウス新設整備」
共同利用ハウスや農地所有適格法人等が所有するハウス、新規栽培者研修用ハウス、農協等が農業者にリースするハウスの整備を支援
- (4) 収益性向上対策事業「土地基盤整備等」
小規模な（総事業費 200 万円未満）土地基盤整備及び一体的する苗木の導入を支援
- (5) 収益性向上対策事業「気象災害対策設備等整備」
大雨、大雪、強風、高温などによる気象災害等の減災を目的とした、井戸掘削や多目的防災網の導入などを支援
- (6) 省力化推進事業
さくらんぼの省力仕立て及び一体的にする雨よけ施設の整備を支援
- (7) 労働環境設備整備事業
被雇用者の労働環境のための設備（トイレ、作業場へのエアコン等）の導入を支援
- (8) 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業
産地生産基盤パワーアップ事業（基金事業・収益性向上対策）の対象とならない地域又は産地パワーアップ計画を作成することができない取組における、平成30年度から令和4年度までに導入した「やまがた紅王（山形 C12 号）」の苗木に対する雨よけ施設の整備を支援

<支援単価>

- 仕立て資材の導入・・・80万円/10a
- 仕立て資材と雨よけ施設を一体的に整備する場合・・・480万円/10a

<注意>

- 資材費（被覆資材含む）のみ対象。
- 「やまがた紅王（山形 C12 号）」の植栽面積が、設置する雨よけ施設の面積の50%以上を占めること。
- 令和5年度のみ支援である。

6 成果目標

- (1) 栽培技術導入等支援事業
 - 生産コストを10%以上削減すること。
 - 販売額又は所得額を10%以上増加すること。
 - 契約栽培の割合を、10%以上増加し、かつ、50%以上の契約割合とすること。
- (2) 収益性向上対策事業「新産地育成のための機械・資材の導入」
 - (1)に同じ。
- (3) 収益性向上対策事業「農業栽培用ハウス新設整備」
 - (1)に同じ。
- (4) 収益性向上対策事業「土地基盤整備等」
 - (1)に同じ。
- (5) 収益性向上対策事業「気象災害対策設備等整備」
 - (1)に同じ。
- (6) 省力化推進事業
 - (1)に同じ。
- (7) 労働環境設備整備事業
 - 販売額又は所得額の増加、かつ新たな雇用を創出すること。
- (8) 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業
 - 苗木導入年度ごとの出荷量の目標値を達成すること。

目標年度	R6			R8			
「やまがた紅王」 苗木導入年度	H30	R1	R2	R3	R4 (1年生)	R4 (2年生)	R4 (3年生)
1樹あたりの 出荷量	4.0 kg	2.4 kg	0.8 kg	2.4 kg	0.8 kg	2.4 kg	4.0 kg

<注意>

- 出荷量は、「やまがた紅王」として出荷した量とする。
「やまがた紅王」の品質基準
〔大きさ〕2L以上
〔着色〕丸秀以上

7 補助金の額

- (1) 団地支援型（収益性向上対策事業のみ）
 - 補助率 対象経費の5分の2以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額
 - 上限額 8,000万円

(2) 生産性・所得向上型

- 補助率 対象経費の3分の1以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額
- 上限額 栽培技術導入等支援事業 50万円
収益性向上対策事業：3,000万円
省力化推進事業：1,000万円
労働環境設備整備事業：150万円

(3) 「やまがた紅王」雨よけハウス整備事業

- 補助率 対象経費の3分の1以内又は市町村が交付する補助金の額の3分の2以内のいずれか低い額
- 上限額 なし